

第5節

基本方針5	介護保険サービスの適切な提供体制の充実
-------	---------------------

主要施策	5－1 介護保険給付サービスの充実
------	-------------------

施策の方向性	(1) 介護（予防）サービスの充実
--------	-------------------

介護保険サービスは、要介護または要支援の認定を受けた人が、あらかじめ介護上の計画を立てた上で事業者から提供されます。在宅の場合は介護給付や介護予防サービス、施設入所の場合は施設サービスが提供されます。

○ 介護給付（居宅）サービス 【高齢者いきいき課】

要介護1～5までの認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、心身機能が低下していても、住みなれた地域で生活できるよう、介護給付サービスを充実します。

【主な事業】

- 居宅介護支援
- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ）
- 短期入所療養介護（介護老人保健施設等のショートステイ）
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与

○ 介護予防サービス 【高齢者いきいき課】

要支援1、2の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、日常生活を送る上で、「自立」に向けた生活が送れるように支援します。

【主な事業】

- 介護予防支援
- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護

- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設等のショートステイ）
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与

○ 施設サービス 【高齢者いきいき課】

要介護の認定を受けた人が利用できるサービスで、施設に入所し、日常生活上の援助や機能訓練などを行います。

【主な事業】

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

○ その他の介護保険サービス 【高齢者いきいき課】

要介護または要支援の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、福祉用具の購入や住宅改修に対して保険給付します。

【主な事業】

- 福祉用具費の支給
- 介護予防福祉用具費の支給
- 住宅改修費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

施策の方向性	（２）地域密着型サービスの充実
---------------	------------------------

○ 認知症対応型介護サービスの充実 【高齢者いきいき課】

認知症高齢者に対しては、特にきめ細かい見守りによるサービス提供が必要です。環境変化の影響を受けやすい認知症の人が、住みなれた地域で介護サービスを受けられるよう、介護保険の地域密着型サービスによる認知症対応型介護サービスを整備・充実します。

【主な事業】

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

○ 平成24年度創設の新サービス 【高齢者いきいき課】

平成24年度に、重度者を中心とする地域密着型の新サービスが創設されます。需要を見極めながら、必要な人にサービスが提供できるよう努めます。

【主な事業】

- 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの整備（再掲）
- 複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護など）

施策の方向性

（３）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○ 介護予防・日常生活支援総合事業 【高齢者いきいき課】

平成24年度に創設されるもので、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービス導入に向けた情報収集に努めます。

このサービスと、これまでの要支援1、2の人が受けていた予防給付のどちらを選択するかは、利用者の状態や意向に応じて判断されます。

【主な事業】

- 地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスの提供（介護予防、生活支援など）

主要施策

５－２ 介護保険制度の適切な運営の確保

施策の方向性

（１）介護保険サービスの質の確保と人材養成

利用者一人ひとりに対応した質の良いサービスを提供するため、介護サービスの質の確保と人材の育成、支援を行います。

○ 事業者に対する研修や指導 【高齢者いきいき課】

介護保険制度の適切な運営を行うため、事業者を指導するほか、人材養成に努めます。

【主な事業】

- 市が主催する研修会の開催、ホームページを活用した資料提供、制度

や運用上の解釈に関する助言

- 職員研修・更新研修（介護支援専門員）・事例研究会などの開催に関する情報提供
- 介護サービス事業者の参入支援や情報提供など、介護サービス事業者に対する支援の促進
- 介護相談員派遣等事業
- 介護サービス事業者の集団指導及び実地指導の強化
- 介護従事者のキャリアアップやヘルパー養成講座の情報提供

○ 利用者本位のサービスの提供 【高齢者いきいき課】

サービス内容や経営状況などの情報を事業者が直接提供したり、外部評価の導入・実施を通して市内事業者の情報を提供することにより、サービス利用者が自らの判断で事業者を選択できる環境を整えます。

【主な事業】

- サービス内容や経営状況など情報の充実
- サービスに関する苦情・相談体制の充実

施策の方向性

（２）介護給付適正化の推進

○ 事業者による適切なサービスの提供 【高齢者いきいき課】

介護保険制度を適正に運営していくために、介護給付の適正化の取組みを効果的かつ効率的に推進します。

【主な事業】

- 認定調査状況などのチェックによる要介護認定の適正化の推進
- ケアプラン点検や住宅改修点検によるマネジメントの適切化
- 医療情報との突合を行うなどサービス提供体制及び介護報酬の適正化の推進
- 介護給付費通知の送付
- 事業所指導
- 事業所向け研修会の開催